

魚津市告示第17号

魚津市コンベンション開催事業補助金交付要綱の一部改正について

魚津市コンベンション開催事業補助金交付要綱（平成21年魚津市告示第15号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月19日

魚津市長 村椿 晃

第3条中「将来都市像である「心躍る潤いの舞台魚津笑顔で絆つなぐまち」の基本理念のもと、」を削り、「「にぎわい、活力のあるまち」を実現するため」を「賑わいを創出するため」に改める。

第4条第1号中「市内」を「補助事業の全部又は一部が市内」に改める。

第5条の表コンベンションの開催に要する魚津市内での宿泊費の部（1）の項中「企業コンベンション」を「企業ミーティング」に、「30万円」を「50万円」に改める。

第6条中「3か月前」を「1月前」に改める。

第9条中「又は補助金に係る会計年度が終了したときは、速やかに」を「は、完了の日から起算して1月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年の会計年度の末日のいずれか早い日までに、」に改め、同条第4号中「施設利用料の」を「コンベンション開催施設利用料の請求書又は」に改める。

様式第5号中「施設利用料の」を「コンベンション開催施設利用料の請求書又は」に改める。

附則第2項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。